

平成二十三年法律第五十二号

家事事件手続法

第一編　総則 第一章　通則（第一条～第三条） 第二章　管轄（第四条～第九条） 第三章　裁判所職員の除斥及び忌避（第三条～第十六条） 第四章　当事者能力及び手続行為能力（第十条～第十七条） 第五章　手続代理人及び補佐人（第二十一条～第二十七七条） 第六章　手続費用 第一節　手続費用の負担（第二十八条～第三十一条） 第二節　手続上の救助（第三十二条） 第七章　家事事件の審理等（第三十三条～第三十七条） 第八章　電子情報処理組織による申立て等（第三十八条） 第九章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第三十八条の二） 	第二編　家事審判に関する手続 第一章　総則 第一節　家事審判の手続 第一款　通則（第三十九条～第四十八条） 第二款　家事審判の申立て（第四十九条～第五十条） 第三款　家事審判の手続の期日（第五十一条～第五十五条） 第四款　事実の調査及び証拠調調べ（第五十六条～第六十四条） 第五款　家事審判の手続における子の意思の把握等（第六十五条） 第六款　家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則（第六十六条～第七十二条） 第七款　審判等（第七十三条～第八十一条） 第八款　取下げによる事件の終了（第八十二条～第八十三条）
--	---

第九款 高等裁判所が第一審として行う

第二節 不服申立て	第一款 審判に対する不服申立て
第三目 許可抗告（第九十七条・第九十八条）	第一目 即時抗告（第八十五条・第九十三条）
第二節 特別抗告（第九十四条・第九十五条）	第五節 戸籍の記載等の嘱託（第一百六十六条）
第一章 家事審判事件	第一節 成年後見に関する審判事件（第一百七十七条）
第二節 保佐に関する審判事件（第一百二十九条）	第二節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第一百四十五条・第一百四十六条）
第三節 補助に関する審判事件（第一百三十五条）	第三節 失踪の宣告に関する審判事件（第一百四十七条）
第四節 在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第一百四十五条・第一百四十六条）	第四節 失踪の宣告に関する審判事件（第一百四十九条）
第五節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十五条）	第五節 親子に関する審判事件（第一百五十八条）
第六節 款嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条）	第六節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十九条）
第七節 親子に関する審判事件（第一百五十八条）	第七節 款嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条）
第一款 親子に関する審判事件（第一百五十八条）	第一款 親子に関する審判事件（第一百五十八条）
第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十条）	第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十条）
第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）	第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）
第四款 養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件（第一百六十二条）	第四款 養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件（第一百六十二条）

第五款 死後離縁をするについての許可

第六 款離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件
第七 款特別養子縁組に関する審判事件
（第一百六十四条—第一百六十六条）
第八節 親権に関する審判事件（第一百六十七条—第一百七十五条）
第九節 未成年後見に関する審判事件（第一百七十六条—第一百八十七条）
第十節 扶養に関する審判事件（第一百八十八条—第一百八十九条）
第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件（第一百九十条—第一百九十二条）
第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件
（第一百九十三条—第一百九十五条）
第十三節 遺産の分割に関する審判事件
（第一百九十六条—第二百条）
第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件（第二百零一条—第二百零二条）
第十五節 財産分離に関する審判事件（第二百零三条—第二百零四条）
第十六節 相続人の不存在に関する審判事件
（第二百零五条—第二百零六条）
第十七節 遺言に関する審判事件（第二百零七条—第二百零八条）
第十八節 遺留分に関する審判事件（第二百零九条—第二百一十条）
第十九節 任意後見契約法に規定する審判事件（第二百一十一条—第二百一十二条）
第二十節 戸籍法に規定する審判事件（第二百一十三条—第二百一十五条）
第二十一節 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する法律（第二百一十六条—第二百三十三条）

する審判事件（第二百三十二）

第二十二節 厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十三条）

第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件（第二百三十四条—第二百三十九条）

第二十四節 生活保護法等に規定する審判事件（第二百四十条）

第二十五節 心神喪失等の状態で重大なな被害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件（第二百四十二条）

第二十六節 破産法に規定する審判事件（第二百四十二条）

第二十七節 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第二百四十三条）

第一節 通則（第二百四十四条—第一百五十四条）

第二節 家事調停の申立て等（第二百五十五条—第二百五十七条）

第三節 家事調停の手続（第二百五十八条—第二百六十七条）

第四節 調停の成立（第二百六十八条—第二百七十三条）

第五節 調停の成立によらない事件の終了（第二百七十一一条—第二百七十三条）

第六節 付調停等（第二百七十四条—第一百七十六条）

第一章 合意に相当する審判（第二百七十七条—第二百八十三条の三）

第二章 調停に代わる審判（第二百八十四条—第二百八十七条）

第三章 不服申立て等（第二百八十八条）

第四章 履行の確保（第二百八十九条・第二百九十条）

第五章 罰則（第二百九十一条—第二百九十三条）

(趣旨)

第一条 家事審判及び家事調停に関する事件(以下「家事事件」という。)の手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めによるところによる。

(裁判所及び当事者の責務)

第二条 裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を追行しなければならない。

(最高裁判所規則)

第三条 この法律に定めるもののほか、家事事件の手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(第一章の二 日本の裁判所の管轄権)

(不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の二 裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の五十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十五条において同じ。)について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(失踪の宣告の取消しの審判事件の管轄権)

第三条の三 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件(別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十九条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 不在者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。
二 不在者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。
三 不在者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権)

第三条の四 裁判所は、失踪者が生存していたと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住んでいたとき又は日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件の管轄権)

第三条の五 裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本裁判所が管轄権を有するときは、認の訴えの特別代理人の選任の審判事件(別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十九条第一項及び第二項において同じ。)について、管轄権を有する。

(養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権)

第三条の六 裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件(別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十九条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。
二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。
三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

第三条の七 裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件(別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親の住所(住所がない場合は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。
二 養子の実父母又は検察官からの申立てであつて、養子の住所(住所がない場合は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

三 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

四 日本国に住所がある養子からの申立てであつて、養親及び養子が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

一項及び第二項において同じ。)、養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件(同表の六十一の二の項の事項についての審判事件をいう。及び特別養子縁組の成立の審判事件(同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十四条において同じ。)、特別養子適格の確認の審判事件(同表第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第一百六十四条の二第二項及び第四項において同じ。)を含む)について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所(住所がない場合は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

五 日本国に住所がある養子からの申立てであつて、養親が行方不明であるとき、養親の住所がある国においてされた離縁に係る確定した裁判が日本国内で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが養親と養子との間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

六 監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件に限る。)をいう。)について、扶養義務者(別表第一の八十四の項の事項についての審判事件にあつては、扶養義務者となるべき者)であります申立人でないもの又は扶養権利者(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件にあつては、子の監護者又は子)の住所(住所がない場合には、住所が有する場合には、住所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

第三条の八 裁判所は、親権に関する審判事件(別表第一の六十五の項から六十九の項まで及び別表第二の七の項から八の二の項までの事項についての審判事件をいう。第一百六十七条における親権を除く)及び別表第一の百三十二条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親又は養子の住所(住所がない場合には、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二 養親又は養子がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

三 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であつて、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

二十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

三十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

四十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

五十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

六十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

七十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

八十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

九十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百一十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百二十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百三十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十六 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十七 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十八 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百四十九 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百五十 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百五十一 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百五十二 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百五十三 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百五十四 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百五十五 養親が日本国内に住むときは、管轄権を有する。

一百五十六 養親が日本国内

審判事件をいう。第二百九十九条の二において同一離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（同表の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第二百二条第一項第二号及び第三項において同じ。）及び相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審判事件（同表の九十九の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）及び相続人の不存 在の場合に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の十

二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百九十九条第

一項において同じ。）及び特別の寄与に関する處分の審判事件（同表の十五の項の事項につい

ての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百

十六条の二において同じ。）の申立てをするこ

とができるかについて定めることができる。

民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第三条

の七第二項から第四項までの規定は、前項の合

意について準用する。

（財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権）

第三条の十二 裁判所は、財産の分与に関する処

分の審判事件（別表第二の四の項の事項につい

ての審判事件をいう。第一百五十条第五号及び

百五十二条の二第二項において同じ。）につい

て、次の各号のいずれかに該当するときは、管

轄権を有する。

一 夫又は妻であつた者の一方からの申立てで

あつて、他の一方の住所（住所がない場合又

は住所が知れない場合には、居所）が日本国

内にあるとき。

二 夫であつた者及び妻であつた者の双方が日

本国籍を有するとき。

三 日本国内に住所がある夫又は妻であつた者

の一方からの申立てであつて、夫であつた者

不明であるとき、他の一方の住所がある國

においてされた財産の分与に関する処分に係

る確定した裁判が日本國で効力を有しないと

きその他の日本の裁判所が審理及び裁判をす ることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特 別の事情があると認められるとき。

（家事調停事件の管轄権）

第三条の十三 裁判所は、家事調停事件につい

て、次の各号のいずれかに該当するときは、管

轄権を有する。

一 当該調停を求める事項についての訴訟事件

又は家事審判事件について日本の裁判所が管

轄権を有するとき。

二 相手方の住所（住所がない場合又は住所が

知れない場合には、居所）が日本国内にある

とき。

三 当事が日本の裁判所に家事調停の申立て

をすることができる旨の合意をしたとき。

四 民事訴訟法第三条の七第二項及び第三項の規 定は、前項第三号の合意について準用する。

五 人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第二

条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁 の訴えを除く。）提起ができる事項

についての調停事件については、第一項（第二

号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、

適用しない。

（特別の事情による申立ての却下）

第三条の十四 裁判所は、第三条の二から前条ま

で規定する事件について日本の裁判所が管轄

権を有するときは、関係のある裁判所に共

通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は

職権で、管轄裁判所を定める。

第六条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を

行うことができないときは、その裁判所の直近

家庭裁判所が管轄する。

（優先管轄）

第五条 この法律の他の規定により二以上の家庭

裁判所が管轄権を有するときは、家事事件は、

先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した

家庭裁判所が管轄する。

（管轄裁判所の指定）

第六条 管轄裁判所は、申立てにより又は職権で、管

上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管

轄裁判所を定める。

第七条 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判

所が定まらないときは、関係のある裁判所に共

通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は

職権で、管轄裁判所を定める。

前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判

に対しても、不服を申し立てることができな

い。

第八条 管轄権を有する家庭裁判所の特例

この法律の他の規定により家事事件の管

轄権を有するときは、その家事事件は、審判

又は調停を求める事項に係る財産の所在地又は

最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判

所の管轄に属する。

（管轄の標準時）

第九条 裁判所の管轄は、家事審判若しくは家事

調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家

事事件の手続を開始した時を標準として定め

る。

（移送等）

裁判所の管轄は、家事審判若しくは家事

調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家

事事件の手続を開始した時を標準として定め

る。

（管轄の標準時）

日本の裁判所の管轄権は、家事審

判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁

判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標

準として定める。

（第二章 管轄）

第一条 管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有

する家庭裁判所

第三条 管轄が人の住所地により定

まる場合において、日本国内に住所がないとき

又は住所が知らないときはその居所地を管轄す

る家庭裁判所の管轄に属し、日本国内に居所が

ないとき又は居所が知らないときはその最後の

住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（第五章 裁判所の管轄権）

第二章 裁判官の除斥

前二項の規定による移送の裁判及び第一項の

申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告を

めることができる。

二 事件を処理するために必要があると認

めるととき 前号の家庭裁判所以外の家庭裁

判所

前二項の規定による移送の裁判に対する即時抗

告は、執行停止の効力を有する。

三 民事訴訟法第二十二条の規定は、家事事件の

移送の裁判について準用する。

第三章 裁判所職員の除斥及び忌避

（裁判官の除斥）

裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲

げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により

受託裁判官としてその職務を行うことを妨げな

い。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であ

つた者が、事件の当事者若しくはその他の審

判を受ける者となるべき者（審判（申立てを

却下する審判を除く。）がされた場合において

受託裁判官としてその職務を行ふことを妨げな

い。

二 裁判官が当事者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者若しくはその他の審

判を受ける者となるべき者（審判（申立てを

却下する審判を除く。）がされた場合において

受託裁判官としてその職務を行ふことを妨げな

い。

三 裁判官が当事者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者若しくはその他の審

判を受ける者となるべき者（審判（申立てを

却下する審判を除く。）がされた場合において

受託裁判官としてその職務を行ふことを妨げな

い。

四 裁判官が当事者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者若しくはその他の審

判を受ける者となるべき者（審判（申立てを

却下する審判を除く。）がされた場合において

受託裁判官としてその職務を行ふことを妨げな

い。

五 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人若

しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、

又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与

したとき。

前項に規定する除斥の原因があるときは、裁

判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁

判をする。

（裁判官の忌避）

2 姉妹の事情があるときは、当事者はその裁判官を忌避することができる。当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することはできない。ただし、忌避の原因があることを知らないかたとき、又は忌避の原因がその後を知らなかつたとき、

に生じたときは、この限りでない。

（多分員）余下エヌド品番）

3 立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等（受命裁判官又は受託裁判官にあつては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。）がすることができる。

2 家庭裁判所調査官又は家事調停委員についての除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官又は家事調停委員は、その申立てにての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。

3 家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の所属する裁判所がする。

第四章 当事者能力及び手続行為能力
(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)することができる能力(以下この項において「手續行為能力」という。)、手續行為能力を有する者の法定代理及び手續行為をするのに必要

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

半官合議制による裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 家事事件の手続を遅延させる目的のみでされたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

き。
前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等（受命裁判官、受託裁判官、調停委員会を組織する裁判官）又は家庭裁判所の一人の裁判官

7
判官をいふ。次第第三項ただし書において同じく(家事事件裁判所の一つの裁判官)がすることができる。

い。 8 9 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対し
ては、不服を申し立てることができない。
除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対し
ては、不服を申し立てることができる。

第十三条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、即時抗告をすることができる。
(裁判所書記官の除斥及び忌避)

は、第十条、第十二条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

項、第八項及び第九項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

(未成年者及び成年被後見人の法定代理人)
第十八条 親権を行う者は後見人は、第一百八十九条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者は後見人が申立てをするこ

家事調停の申立てにあっては、同法その他の法律の規定により、その訴えを提起することができない場合を除く。(注)に限る。

第二十一条 第十九条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人人が代理権を行使することができない場合においては、

て、事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任する

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて
する。
裁判所は、つゞいて特別代理人へこれをうつし、
されり行は、

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬ。

第5章 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。
（法定代理権の消滅の通知）

第二十一条 別表第二に掲げる事項についての審判権は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければならない。訴訟参与事由があるときは、その効力を生じない。

第二十一条 法人の代表者等への準用
（法人の代表者等への準用）
（法人の代表者及び法人でない社団又はその支会若き生じないものと同様とする）

（第）項を含む規定を準用する。

第五章 手続代理人及び補佐人

代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。
2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。（裁判長による手続代理人の選任等）

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第一百八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。（手続代理人の代理権の範囲）

第二十四条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の進行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

一 家事審判又は家事調停の申立ての取下げ（第二百八十九条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十七条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出）に対する即時抗告、第九十四条第一項（第二百八十九条において準用する場合を含む。）の抗告、第九十七条第二項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の抗告、十八条において準用する場合を含む。）の申立て又は第二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議四、前号の抗告（即時抗告を含む。）、申立て又は異議の取下げ五、代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。（手続代理人の代理権の消滅の通知）

第二十五条 手続代理人の代理権の消滅は、家事審判事件（別表第二に掲げる事項についてのものに限る。）及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。（手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用）

第二十六条 民事訴訟法第三十四条（第三項を除く。）及び第五十六条から第五十八条まで（同条第三項を除く。）の規定は、手続代理人及び（補佐人）（手続費用の負担）

第六章 手続費用

第一節 手続費用の負担

第二十七条 家事事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第二十八条 手続費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。）を各自の負担とする。

2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人（第四十二条第七項に規定する利害関係参加人をいう。第一号において同じ。）がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができるものとする。

一 当事者又は利害関係参加人二 前号に掲げる者以外の審判を受ける者となるべき者三 前号に掲げる者に準ずる者であつて、その裁判により直接に利益を受けるもの

一 家事審判又は家事調停の申立ての取下げ（第二百八十九条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十七条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出）に対する即時抗告、第九十四条第一項（第二百八十九条において準用する場合を含む。）の抗告、第九十七条第二項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の抗告、十八条において準用する場合を含む。）の申立て又は第二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議四、前号の抗告（即時抗告を含む。）、申立て又は異議の取下げ五、代理人の選任

停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において準用する民事訴訟法第六十九条の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二十九条 家事事件の手続の準備及び追行にかかる手続を経ている場合にあっては、審判費用を含む。）の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

3 調停が成立した場合において、調停費用（審判手続を経ている場合にあっては、審判費用を含む。）の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

4 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

5 第三百十条の規定による民事訴訟法の準用等）その他の家事事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。

第三十条 家事事件の手続費用（手続費用の立替え）

一 家事事件の手続の調査、証拠調べ、呼出し、告知に関する手続費用（手続費用の立替え）

一 家事事件の手続の調査、証拠調べ、呼出し、告知に関する手続費用（手続費用の立替え）

一 家事事件の手続の調査、証拠調べ、呼出し、告知に関する手続費用（手続費用の立替え）

一 家事事件の手続の調査、証拠調べ、呼出し、告知に関する手続費用（手続費用の立替え）

一 家事事件の手続の調査、証拠調べ、呼出し、告知に関する手続費用（手続費用の立替え）

六条まで及び一とあるのは、「家事事件手続法第三条第一項において準用する」と読み替えられるものとする。
2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条の規定による即時抗告並びに同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第三十二条 家事事件の手続上の救助

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

3 上級の裁判所が本件の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

4 民事訴訟法第八十二条第二項及び第八十三条から第八十六条まで（同法第八十三条第一項第三号を除く。）の規定は、手続上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四条中「第八十二条第一項本文」とあるのは、「家事事件手続法第三十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

第三十三条 家事事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができます。

3 家事事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。

第三十四条 家事事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができます。

3 家事事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。

第三十五条 裁判所は、家事事件の手続を併合し、又は分離することができる。

2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

3 第一項の規定による受継の申立て及び前項の規定による受継の裁判は、第一項の事由が生じた日から一月以内にしなければならない。

(調書の作成等) 裁判所書記官は、家庭審判の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。

(記録の閲覧等) 第四十六条 裁判所書記官は、家庭審判の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。

(記録の閲覧等) 第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家庭審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家庭審判事件に関する事項の証明書の交付(第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。)を請求することができる。

2 前項の規定は、家庭審判事件の記録中の録音データ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関する許可の申立てがあったときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者者は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。

5 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6 審判書その他の裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家庭審判事件に関する事項の証明書にあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。

(申立ての変更) 審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。

7 家庭審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家庭審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

8 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

9 前項の規定による即時抗告が家庭審判の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

10 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。(検察官に対する通知)

第四十八条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察官の検察官にその旨を通知しなければならない。

2 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨又は理由の変更により家庭審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

5 第二款 家庭審判の申立て(申立ての方式等)

第四十九条 家庭審判の申立ては、申立書(以下「家庭審判の申立書」という。)を家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 家庭審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

3 申立人は、二以上の事項について審判を求める場合において、これらの事項についての家庭審判の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。

4 家庭審判の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならぬ。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家庭審判の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

(受命裁判官による手続)

第五十二条 家庭審判の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わぬ者の発言を禁止することができる。

3 当事者が家庭審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。

4 前項の場合は、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならぬ。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家庭審判の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

5 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家庭審判の申立て書を却下しなければならない。

6 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(音声の送受信による通話の方法による手続) 居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家庭審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

第五十条 申立て人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができない。ただし、第七十一条(第一百八十九条第4項において準用する場合を含む。)の規定により審理を終結した後は、この限りでない。

2 申立ての趣旨又は理由の変更は、家庭審判の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨又は理由の変更により家庭審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

5 第三款 家庭審判の手続の期日(事件の関係人の呼出し)

第五十一条 家庭裁判所は、家庭審判の手続の期日に事件の関係人を呼び出すことができる。

2 呼出しを受けた事件の関係人は、家庭審判の手続の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。

(裁判長の手続指揮権)

第五十二条 家庭審判の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わぬ者の発言を禁止することができる。

3 当事者が家庭審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。

4 前項の場合は、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならぬ。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家庭審判の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

(受命裁判官による手続)

第五十三条 家庭裁判所は、受命裁判官に家庭審判の手続の期日における手続を行わせることができる。(家庭裁判所調査官による事実の調査)

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができます。

2 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(音声の送受信による通話の方法による手続) 居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家庭審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

第五十四条 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、家庭裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家庭審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

2 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(音声の送受信による通話の方法による手続) 居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家庭審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

3 家庭裁判所は、受命裁判官に家庭審判の手続の期日における手続を行わせることができる。

4 家庭裁判所調査官は、事実の調査をさせることができる。

5 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができます。

- (家庭裁判所調査官の期日への立会い等)
- 第五十九条** 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家事審判の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。
- 2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。
- 3 家庭裁判所は、家事審判事件の処理に関して、事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行ふために必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。
- 4 急迫の事情があるときは、裁判長が、前項の措置をとらせることができる。
- (裁判所技官による診断等)
- 第六十条** 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。
- 2 第五十八条第二項から第四項までの規定は前項の診断について、前条第一項及び第二項の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。(事実の調査の嘱託等)

- 第六十一条** 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができる。
- 2 前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。
- 3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。
- 4 前項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。(調査の嘱託等)
- 第六十二条** 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し關係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関する必要な報告を求めることができる。(事実の調査の通知)
- 第六十三条** 家庭裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めたときは、家庭裁判所は、必要があると認めるところを通知しなければならない。

- めるべきは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。
- (証拠調べ)
- 第六十四条** 家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定(同法第二百七十九条、第二百八十二条、第二百八十七条から第二百八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条(同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。
- 2 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。
- 3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、二十万円以下の過料に処する。前項において準用する民事訴訟法の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について、同法第二百九条第一項及び第二項の規定は出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。

- 第六十五条** 家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家庭裁判所の他未成年者である子(未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。)がその結果により影響を受ける家庭裁判所の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するよう努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。
- 第六十六条** 別表第二に掲げる事項についての審判事件は、この法律の他の規定により定める家庭裁判所のほか、当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。
- 2 民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。(家事審判の申立書の写しの送付等)
- 第六十七条** 別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならぬ。ただし、家庭裁判の手続の円滑な進行を妨げおそれがあると認められるときは、家事審判の申立てがあつたことを通知することもあって、家庭裁判の申立書の写しの送付に代えることができる。
- 3 第四十九条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

- て準用する場合を含む。)の規定による決定に正当な理由なく従わないとき、又は該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。
- 5 家庭裁判所は、当事者本人を尋問する場合に、その当事者に対し、家事審判の手続の期日に出頭することを命ずることができる。
- 6 民事訴訟法第一百九十二条から第二百九十四条までの規定は前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。
- 第五款** 家事審判の手続における子の意思の把握等
- 第六款** 家事審判の手続における子の事実の調停をすることができる。
- 1 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十三条第一項(同法第二百三十一条において準用する場合を含む。)の規定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条の命令に従わないと、第一項において準用する同法第二百二十三条の命令に従わないと、第一項において準用する同法第二百二十三条の規定による提示の命令に従わないと、第一項において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項(同法第二百三十一条において準用する場合を含む。)の規定により提出の義務がある文書(同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物を含む。)を滅失させ、その他これを使用することができないようとしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。
- 2 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。
- 1 正當な理由なく第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項(同法第二百三十一条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないとき。
- 2 対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。
- 3 第二十九条第三項(同法第二百三十三条において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。)

- 3 裁判長は、第一項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭裁判の申立書を却下しなければならない。
- 4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- 第七十条** 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならぬ。ただし、当事者双方が立ち会うことができる家事審判の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。
- 第七十一条** 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならぬ。ただし、当事者双方が立ち会うことができる家事審判の手続の期日においては、直ちに審理を終結したときは、審判をする日を定めなければならない。

第七款 審判權

（家事審判の申立ての取下げの擬制）
第八十三条 家事審判の申立人（第一百五十三条（第一百九十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百九十九条第二項の規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合にあっては、当事者双方）が、連続して二回、呼出しを受けた家事審判の手続の期日に出席せず、又は呼出しを受けた家事審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、家庭裁判所は、申立ての取下げがあったものとみなすことができる。

（第九款 高等裁判所が第一審として行う手続）
第八十四条 高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合におけるこの節の規定の適用については、同節の規定（第五十八条、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条第一項及び第二項並びに第六十五条の規定を除く。）と、第三十九条、第四十七条第六項、第四十九条第三項、第五十六条第二項、第六十五条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項から第三項まで（第二項ただし書を除く。）、第七十五条、第七十七条第一項、第七十八条（第一項第二号及び第四項を除く。）、第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項並びに第八十二条第一項及び第二項中「審判」とあるのは「審判」に代わる裁判」と、第四十二条第二項中「審判の結果」とあるのは「審判に代わる裁判の結果」と、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十二条第一項及び第六十五条中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、第五十八条第三項中「家庭裁判所に」とあるのは「高等裁判所に」と、第七十六条第一項中「審判書」とあるのは「裁判書」と、同条第一項第一号中「審判は」とあるのは「審判に代わる裁判は」と、同項ただし書中「即時抗告をすることができない審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができるない審判に代わる裁判」と、第七十八条第一項第一号中「即時抗告をすることができるとした場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」とする。

第四十条及び第四十八条の規定は、高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合について、適用しない。

第二節 不服申立て

第一款 審判に対する不服申立て

第一目 即時抗告

(即時抗告をすることができる審判)

第八十五条 審判に対する不服申立て

手続費用の負担の裁判に対する不服申立て

即時抗告をすることができない。(即時抗告期間)

即時抗告は、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。

即時抗告をすることができる。即時抗告をすることができる。

(抗告状の写しの送付等)

審判に対する即時抗告があつた場合

抗告裁判所は、即時抗告が不適法である

とき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び利害関係

とを通知することをもつて、抗告状の写しの送付に代えることができる。

裁判長は、前項の規定による抗告状の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

抗告裁判所は、家事審判事件が管轄違いであ

ることを理由として原審判を取り消すときは、その事件を管轄権を有する家庭裁判所に移送しなければならない。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

抗告裁判所は、即時抗告及びその抗告

が執行停止の効力を有しない。ただし、前条第二項の抗告裁判所又は原

裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判が

あるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならぬ。

前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁

判所に申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判が

あるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処

分を命ずることができる。

前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべき

ことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁

判所に申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判が

あるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処

分を命ずることができる。

第二目 特別抗告

(特別抗告をすることができる裁判等)

家庭裁判所の審判で不服を申し立て

ることができないもの及び高等裁判所の家事審

なるべき者の陳述を聽かなければ、することができない。ただし、その陳述を聽く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができるない事情があるときは、この限りでない。（記録の閲覧等）

第一百八条 家庭裁判所（第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、第四十七条第三項の規定にかかると同条第一項又は第二項の事件について、当事者から申立てがあつた場合には、審判による許可の申立てがあつた場合には、審判前の保全処分の事件における審判を受ける者となるべき者に対し、当該事件が係属したこと通知し、又は審判前の保全処分を告知するまでは、相当と認めるとき限り、これを許可することができる。（審判）

第一百九条 審判前の保全処分は、疎明に基づいてする。

2 審判前の保全処分については、第七十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

3 審判前の保全処分の執行及び効力は、民事保全法（平成元年法律第九十一号）その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。この場合において、同法第四十五条中「仮に差し押さえるべき物又は争奪物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本家の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件）が係属している家庭裁判所（当該家事審判事件が高等裁判所に係属しているときは、原裁判所）」とする。（即時抗告）

（審判前の保全処分）

（即時抗告）

（審判前の保全処分）

達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件（別表第一の十二の二の項の事項についての審判事件をいう。第一百二十三条の二において「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という。）

九 成年後見人の事務の監督の審判事件（別表第一の十四の項の事項についての審判事件をいいう。）

十 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件（別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百二十五条第一項及び第二項において同じ。）

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十一 第三者が成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるとときは、この限りでない。

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十二 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるとときは、この限りでない。

（陳述及び意見の聴取）

第百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審

判をする場合には、当該各号に定める者（第一

号から第三号までにあっては、申立人を除く。）

の陳述を聽かなければならない。ただし、成年

被後見人となるべき者及び成年被後見人につ

いて、その者の心身の障害によりその者の陳述

を聞くことができないときは、この限りでな

い。

一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

二 後見開始の審判の取消しの審判（民法第十

一条の規定による場合に限る。） 成年被後見人

及び成年被後見人

三 成年後見人又は成年被後見人の選任の審

判 成年被後見人となるべき者又は成年被後

見人

四 成年後見人の解任の審判 成年後見人

五 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監

督人

六 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱

託の審判 成年被後見人

七 成年後見監督人の選任の審判 成年後見監

督人

八 成年後見人の解任の審判 成年後見人

九 成年後見監督人並びに成年被後

見人及びその親族

十 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監

督人並びに成年被後見人及びその

親族

十一 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱

託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十二 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保

存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

十三 審判の告知を受けた者でない者による後見開

始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八

百四十三条第一項の規定により成年後見人に選

任される者が審判の告知を受けた日（二以上あ

るときは、当該日のうち最も遅い日）から進行

する。

（陳述の聴取の例外）

一 後見開始の審判 民法第八百四十三条第一

項の規定により成年後見人に選任される者並

び成年被後見人

二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見

人及び成年後見監督人

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱

託の取消し又は変更の審判 成年後見人

（即時抗告）

四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三

（成年後見の事務の監督）

（家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管

理をした者に対し、成年被後見人の財産の中か

ら、相当な報酬を与えることができる。）

（後見開始の審判事件を本案とする保全処分）

（家庭裁判所（第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次

条において同じ。）は、後見開始の申立てがあ

った場合において、成年被後見人となるべき者

の生活、療養看護又は財産の管理のため必要が

あるときは、申立てにより又は職権で、担保を

立てさせないで、後見開始の申立てについての

審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を

達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審

判事件（別表第一の十二の二の項の事項につ

いての審判事件をいう。第一百二十三条の二に

おいて「成年被後見人に宛てた郵便物等の配

達の嘱託等の審判事件」という。）

九 成年後見の事務の監督の審判事件（別表第一

の十四の項の事項についての審判事件をい

う。）

十 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理

に関する处分の審判事件（別表第一の十五の

項の事項についての審判事件をいう。第一百二

十五条第一項及び第二項において同じ。）

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十一 第三者が成年被後見人となるべき者の精

神の状況につき鑑定をしなければ後見開始の

審判をすることができない。ただし、明ら

かにその必要がないと認めるとときは、この

限りでない。

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十二 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき

者の精神の状況につき鑑定をしなければ後見

開始の審判をすることができない。ただし、

明らかにその必要がないと認めるとときは、

この限りでない。

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十三 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき

者の精神の状況につき鑑定をしなければ後見

開始の審判をすることができない。ただし、

明らかにその必要がないと認めるとときは、

この限りでない。

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十四 第百二十二条の二の規定による成年後見

人の選任の審判 成年後見人

（申立ての取下げの制限）

（申立ての取下げの制限）</

選任し、又は事件の関係人に對し、成年被後見人のとなるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に關する事項を指示することができる。

家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、當該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。）につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聽くことができないときは、第一百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聽く手続を経ずに、前項の規定による審判（次項から第七項までにおいて「後見命令の審判」という。）をすることができる。

後見命令の審判は、第一項の財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによって、その効力を生ずる。

後見命令の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第一項の財産の管理者が第四項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

後見命令の審判があつたときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

（成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

二百二十七条　家庭裁判所は、成年後見人の解任の審判事件が係属している場合において、成年

被後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される成年後見人、他の成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

3 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

5 前各項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二節 保佐に関する審判事件

(管轄)

第一百一十八条 保佐開始の審判事件（別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 保佐に関する審判事件（別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

第一百一十九条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被保佐人となるべき者及び被保佐人について準用する。

一 保佐開始の審判事件

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件（別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。）

三 保佐人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の十九の項の事項についての審判事件をいう。）

第二節 保佐に関する審判事件

四 保佐開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の二十の項の事項についての審判事件をいう。）

五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第一の二十一の項の事項についての審判事件をいう。）

六 保佐人の選任の審判事件（別表第一の二十二の項の事項についての審判事件をいう。）

七 保佐人の解任の審判事件（別表第一の二十三の項の事項についての審判事件をいう。）

八 保佐監督人の選任の審判事件（別表第一の二十六の項の事項についての審判事件をいう。）

九 保佐監督人の解任の審判事件（別表第一の二十八の項の事項についての審判事件をいう。）

十 保佐人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の三十二の項の事項についての審判事件をいう。）

十一 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の三十三の項の事項についての審判事件をいう。）

十二 保佐の事務の監督の審判事件（別表第一の三十四の項の事項についての審判事件をいう。）

（陳述及び意見の聴取）

第一百三十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号、第四号及び第五号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならぬ。

一 保佐開始の審判 被保佐人となるべき者の保佐開始の審判（民法第十四条第一項の規定による場合に限る。）被保佐人及び保佐人

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人

四 保佐開始の審判の取消しの審判（民法第十四条第一項の規定による場合に限る。）被保佐人

五 保佐人又は保佐監督人の選任の審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

七 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

八 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

(審判の告知)

第一百三十二条 次の各号に掲げる審判は、第七十一条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 保佐開始の審判 民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 保佐人及び保佐監督人（当該審判が保佐人又は保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者）

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人及び保佐監督人

四 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

六 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人（当該審判が保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、保佐監督人となるべき者）

七 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 被保佐人及び保佐監督人

(即時抗告)

第一百三十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号及び第四号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一 保佐開始の審判 民法第十一條本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立人

三 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十四条第一項に規定する者

四 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人

五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

とにより保全処分の申立ての目的を達すること
ができない事情があるときは、この限りでない。

3 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判

又は調停の申立てがあつた場合において、子の職務のため必要があるときは、当該申立てをしたものとの申立てにより、親権者の指定又は変更の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

4 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者、子に対し親権を行う者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

5 家庭裁判所は、いつでも、第三項の規定により選任した職務代行者を改任することができ

る。

6 家庭裁判所は、第三項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

第九節 未成年後見に関する審判事件

(管轄) 第百七十六条 未成年後見に関する審判事件(別表第一の七十の項から八十三の項までの事項に

ついての審判事件をいう。)は、未成年被後見人(養子の離縁後に未成年後見人となるべき者)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続き行為能力) 第百七十七条 第百八十八条の規定は、次に掲げる審判事件(第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。)における未成年被後見人(第一号の審判事件についての審判事件をいわゆるべき者)の選任の審判事件を除く。)

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任にあつては、未成年被後見人(養子の離縁後に未成年後見人となるべき者)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力) 第百八十九条 第百八十八条の規定は、次に掲げる審判事件

二 未成年後見人の選任の審判事件

三 未成年後見人の解任の審判事件(別表第一の七十三の項の事項についての審判事件をい

う。)の選任の審判事件

四 未成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をい

う。)の選任の審判事件

五 未成年後見監督人の解任の申立てを却下す

る審判

六 未成年後見監督人の解任の申立てを却下す

るの親族

五 未成年後見監督人の解任の審判事件(別表第一の八十一の項の事項についての審判事件をい

う。)

六 未成年被後見人に与えた財産の管

理に関する处分の審判事件(別表第一の八十

二の項の事項についての審判事件をい

う。)の審判事件

七 未成年後見の事務の監督の審判事件(別表

第一の八十一の項の事項についての審判事件

をい

う。)

八 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管

理に関する处分の審判事件(別表第一の八十

二の項の事項についての審判事件をい

う。)の審判事件

百八十条において同じ。)

(陳述及び意見の聴取)

第百七十八条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号にあっては、申立人を除く。)の陳述を聽かなければならない。

一 未成年後見人又は未成年後見監督人の選任の審判 未成年被後見人(十五歳以上のものに限る。)

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人(未成年後見人の解任の審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならぬ。)

三 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見人(見監督人)

四 未成年後見人の選任 未成年後見人(一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者又は未成年後見人の選任 未成年後見人となるべき者)

二 未成年後見監督人の選任 未成年後見監督人となるべき者

(即時抗告)

第百七十九条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者(養子の離縁後に未成年後見人となるべき者)の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人(未成年後見人の解任の申立てを却下する審判)

三 未成年後見人の解任の申立てを却下する審判 未成年後見人(未成年後見人の解任の申立てを却下する審判)

(即時抗告)

第百八十条 第百二十二条の規定は、未成年後見人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者(養子の離縁後に未成年後見人となるべき者)の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

(即時抗告)

(成年後見に関する審判事件の規定の準用) 第百八十二条 第百二十二条の規定は、未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は未成年後見の事務の監督について、第百二十五条の規定は第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十一条第二号中「第八百四十三条第二項の規定による成年後見人」とあるのは、「第八百四十条第三項の規定による未成年後見人」とあるのは、「第八百四十四条第二項の規定による未成年後見人」とあるのは、「第八百四十五条第一項の規定による未成年後見人」とある。

第一条の七十六の項の事項についての審判事件

をいう。(第一百八十二条において同じ。)

第二の審判事件

第三の審判事件

第四の審判事件

第五の審判事件

第六の審判事件

第七の審判事件

第八の審判事件

第九の審判事件

第十の審判事件

第十一の審判事件

第十二の審判事件

第十三の審判事件

第十四の審判事件

第十五の審判事件

第十六の審判事件

第十七の審判事件

第十八の審判事件

第十九の審判事件

第二十の審判事件

第二十一の審判事件

第二十二の審判事件

第二十三の審判事件

第二十四の審判事件

第二十五の審判事件

第二十六の審判事件

第二十七の審判事件

第二十八の審判事件

第二十九の審判事件

第三十の審判事件

第三十一の審判事件

第三十二の審判事件

第三十三の審判事件

第三十四の審判事件

第三十五の審判事件

第三十六の審判事件

第三十七の審判事件

第三十八の審判事件

第三十九の審判事件

第四十の審判事件

第四十一の審判事件

第四十二の審判事件

第四十三の審判事件

第四十四の審判事件

第四十五の審判事件

第四十六の審判事件

第四十七の審判事件

第四十八の審判事件

第四十九の審判事件

第五十の審判事件

第五十一の審判事件

第五十二の審判事件

第五十三の審判事件

第五十四の審判事件

第五十五の審判事件

第五十六の審判事件

第五十七の審判事件

第五十八の審判事件

第五十九の審判事件

第六十の審判事件

第六十一の審判事件

第六十二の審判事件

第六十三の審判事件

第六十四の審判事件

第六十五の審判事件

第六十六の審判事件

第六十七の審判事件

第六十八の審判事件

第六十九の審判事件

第七十の審判事件

第七十一の審判事件

第七十二の審判事件

第七十三の審判事件

第七十四の審判事件

第七十五の審判事件

第七十六の審判事件

第七十七の審判事件

第七十八の審判事件

第七十九の審判事件

第八十の審判事件

第八十一の審判事件

第八十二の審判事件

第八十三の審判事件

第八十四の審判事件

第八十五の審判事件

第八十六の審判事件

第八十七の審判事件

第八十八の審判事件

第八十九の審判事件

第九十の審判事件

第九十一の審判事件

第九十二の審判事件

第九十三の審判事件

第九十四の審判事件

第九十五の審判事件

第九十六の審判事件

第九十七の審判事件

第九十八の審判事件

第九十九の審判事件

第一百の審判事件

第一百一の審判事件

第一百二の審判事件

第一百三の審判事件

第一百四の審判事件

第一百五の審判事件

第一百六の審判事件

第一百七の審判事件

第一百八の審判事件

第一百九の審判事件

第一百十の審判事件

第一百十一の審判事件

第一百十二の審判事件

第一百十三の審判事件

第一百十四の審判事件

第一百十五の審判事件

第一百十六の審判事件

第一百十七の審判事件

第一百十八の審判事件

第一百十九の審判事件

第一百二十の審判事件

第一百二十一の審判事件

第一百二十二の審判事件

第一百二十三の審判事件

第一百二十四の審判事件

第一百二十五の審判事件

第一百二十六の審判事件

第一百二十七の審判事件

第一百二十八の審判事件

第一百二十九の審判事件

第一百三十の審判事件

第一百三十一の審判事件

第一百三十二の審判事件

第一百三十三の審判事件

第一百三十四の審判事件

第一百三十五の審判事件

第一百三十六の審判事件

第一百三十七の審判事件

第一百三十八の審判事件

第一百三十九の審判事件

第一百四十の審判事件

第一百四十一の審判事件

第一百四十二の審判事件

第一百四十三の審判事件

第一百四十四の審判事件

第一百四十五の審判事件

第一百四十六の審判事件

第一百四十七の審判事件

第一百四十八の審判事件

第一百四十九の審判事件

第一百五十の審判事件

第一百五十一の審判事件

第一百五十二の審判事件

第一百五十三の審判事件

第一百五十四の審判事件

第一百五十五の審判事件

第一百五十六の審判事件

第一百五十七の審判事件

第一百五十八の審判事件

第一百五十九の審判事件

第一百六十の審判事件

第一百六十一の審判事件

第一百六十二の審判事件

第一百六十三の審判事件

第一百六十四の審判事件

第一百六十五の審判事件

第一百六十六の審判事件

第一百六十七の審判事件

第一百六十八の審判事件

第一百六十九の審判事件

第一百七十の審判事件

第一百七十一の審判事件

第一百七十二の審判事件

第一百七十三の審判事件

第一百七十四の審判事件

第一百七十五の審判事件

第一百七十六の審判事件

第一百七十七の審判事件

第一百七十八の審判事件

第一百七十九の審判事件

第一百八十の審判事件

第一百八十一の審判事件

第一百八十二の審判事件

第一百八十三の審判事件

第一百八十四の審判事件

第二十七節 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

第二百四十三条 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判事件(別表第一の百三十四の項の事項についての審判事件をいう。)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第四条第一項の規定による合意(同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては、同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意)についての申立てに係るものである場合 同法第三条第二項の旧代表者の住所地

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第四条第三項の規定による合意(同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては、同法第四条第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意)についての申立てに係るものである場合 同法第三条第二項の旧個人事業者の住所地

三 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判は、当該合意の当事者の全員に告知しなければならない。次の各号に掲げる審判に対してもは、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 遺留分の算定に係る合意(申立人を除く。)審判 当該合意の当事者(申立てに係るものである場合 同法第三条第四項の旧個人事業者の住所地

二 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判を却下する審判 当該合意の当事者申立てを却下する審判

三 第一章 総則 通則

(調停事項等)

第二百四十五条 家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

2 民事訴訟法第十一條第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

第二百四十四条 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件(別表第一に掲げる事項についての事件を除く。)について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。(管轄等)

第二百四十五条 家事調停事件は、当事者の住所

2 事件その他の家庭に関する事件(別表第一に掲げる事項についての事件を除く。)について調停をする。

2 民事訴訟法第十一條第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

第二百四十六条 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件以外の事件について調停の申立てを受けた場合に(地方裁判所又は簡易裁判所への移送)

又は職権でこれを管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送する。

二 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について調停の申立てを受けた場合において、事件を処理するたまに必要があると認めるときは、職権で、事件の全部又は一部を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができる。

三 家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要なと認めるときは、前二項の規定にかかるわらず、その事件を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所以外の地方裁判所又は簡易裁判所(事物管轄権を有するものに限る。)に移送することができる。

四 第九条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による移送の裁判について準用する。(調停機関)

第二百四十七条 家庭裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで行うことができる。

二 遺留分の算定に係る合意についての許可の申立てを却下する審判 当該合意の当事者

三 第一章 総則 通則

(調停事項等)

第二百四十八条 調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

2 裁判所が各事件について指定する。

3 調停委員会の決議は、過半数の意見による。

4 調停委員会の評議は、秘密とする。

(家事調停委員)

第二百四十九条 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二百五十一条 家事調停委員には、別に法律で定めるところによつて、当該各号に定められたる者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらず、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

第二百五十二条 家事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。(家事調停官の任命等)

第二百五十三条 家事調停官は、この法律の定めるところにより、家事調停事件の処理に必要な職務を行う。

2 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることがある。

3 家事調停官は、非常勤とする。

第二百五十四条 家事調停官は、次の各号のいずれかに該当するに至つたとき。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

四 この法律に定めるもののほか、家事調停官の任免に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(家事調停官の権限等)

第二百五十五条 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受け、家事調停事件を取り扱う。

2 家事調停官は、その取り扱う家事調停事件の処理について、この法律において家庭裁判所、裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事調停事件の処理に関する権限を行なうことができる。

3 家事調停官は、独立してその職権を行なう。

4 家事調停官は、その権限を行なうについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し、その職務に關し必要な命令を下すことができる。この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条第五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

5 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(手続行為能力)

第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件(第一号及び第二号にあつては、財産上の給付を求める。)

めのものを除く。)において、当該各号に定められたる者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらず、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

二 子の監護に関する处分の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいう。)二の八の項の事項についての調停事件をいふ。第二百五十八条第三項において同じ。)

三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第二の七の項の事項についての調停事件をいう。)養子、その父母及び養親

二 子の監護に関する处分の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)二の八の項の事項についての調停事件をいふ。第二百五十八条第三項において同じ。)

四 親権者の指定又は変更の調停事件(別表第二の八の二の項の事項についての調停事件をいふ。)子及びその父母

三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)養子、その父母及び養親

二 子の監護に関する处分の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)二の八の二の項の事項についての調停事件をいふ。第二百五十八条第三項において同じ。)

四 親権者の指定又は変更の調停事件(別表第二の八の二の項の事項についての調停事件をいふ。)子及びその父母

三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)養子、その父母及び養親

二 子の監護に関する处分の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)二の八の二の項の事項についての調停事件をいふ。第二百五十八条第三項において同じ。)

三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)養子、その父母及び養親

二 子の監護に関する处分の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)二の八の二の項の事項についての調停事件をいふ。第二百五十八条第三項において同じ。)

三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)養子、その父母及び養親

二 子の監護に関する处分の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)二の八の二の項の事項についての調停事件をいふ。第二百五十八条第三項において同じ。)

三 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)養子、その父母及び養親

二 子の監護に関する处分の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいふ。)二の八の二の項の事項についての調停事件をいふ。第二百五十八条第三項において同じ。)

3 第五十八条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による事実の調査及び心身の状況についての診断について準用する。	4 第一項の場合には、裁判官は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることが可能である。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせるべきは、裁判官が事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせるべきは、家庭裁判所は、十万円以下の限りでない。
2 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第五十九条第三項の規定による措置をとらせることが可能である。	3 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会は、相当と認めるときは、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせるべきは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。
2 第二百六十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを認めるときは、この限りでない。	3 第二百六十七条 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合においては、家庭裁判所は、相当と認めると認められるときは、裁判官のみで家事調停の手続を行える。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。
2 第二百六十三条 調停委員会は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聴取することを嘱託することができる。	3 第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決(別表第二に掲げる事項にあっては、確定した第三十九条の規定による審判)と同一の効力を有する。
2 第二百六十四条 調停委員会は、必要があると認めると認めるとときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。	4 第二百六十九条 調停の成立及び効力
2 第二百六十五条 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。裁判官が前項の処分(以下「調停前の処分」という。)を命ずることができる。	1 (調停の成立) 調停の成立には、(調停の不成立の場合の事件の終了)
2 第二百六十六条 調停委員会は、家事調停事件が係属している間、調停のために必要であると認める処分を命ずることができる。	2 (調停の不成立の場合の事件の終了) 調停委員会は、当事者間に合意が成立したときは、その一部について調停を成立させることができ。手続の併合を命じた数個の家事調停事件中その一について合意が成立了としても、同様とする。
2 第二百六十七条 調停委員会は、必要があると認めるとときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができる。	3 (離婚又は離縁についての調停事件における裁判所及び当事者の送受信による相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない) 第二百七十二条 調停委員会は、当事者間に合意が成立したときは、その一部について調停を成立させることができ。手続の併合を命じた数個の家事調停事件中その一について合意が成立了としても、同様とする。
2 第二百六十八条 調停委員会は、必要があると認めるとときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができる。	4 第二百七十三条 調停の成立によらない事件の終了
2 第二百六十九条 調停調書に計算違い、誤記その他のこれらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。	1 (付調停) 第二百七十四条 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者(本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあつては、原告又は申立人に限らないものとして、家事調停事件を終了させることができる。ただし、家庭裁判所が第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときは、この限りでない)の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができる。
2 第二百七十条 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。裁判官が前項の処分(以下「調停前の処分」という。)を命ずることができる。	2 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に調停に付するため特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。
2 第二百七十二条 調停調書を作成してしなければならない。	3 家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定により事件を調停に付する場合には、前項の規定にかかわらず、その家事調停事件を自ら処理することができる。
2 第二百七十三条 家事調停の申立ては、家事調停の申立てが終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。	4 前項の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行うときは、調停委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。
2 第二百七十四条 第三百項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてのこの編の規定の適用について	5 第三百項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてのこの編の規定の適用について

定する事項についての家事調停の手続においては、この限りでない。

2 家事調停の手続が調停委員会で行われている場合において、調停に代わる審判をするときは、家庭裁判所は、その調停委員会を組織する

家事調停委員の意見を聴かなければならぬ。

3 家庭裁判所は、調停に代わる審判において、他の財産上の給付その他の給付を命ずることが

当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他

の財産上の給付その他の給付を命ずることが

できる。

（調停に代わる審判の特則）

第二百八十五条 家事調停の申立ての取下げは、

第二百七十三条第一項の規定にかかるわらず、調

停に代わる審判がされた後は、することができ

ない。

2 調停に代わる審判の告知は、公示送達の方法

によつては、することができない。

3 調停に代わる審判を告知することができないときは、家庭裁判所は、これを取り消さなけれ

ばならない。

（異議の申立て等）

第二百八十六条 当事者は、調停に代わる審判に

対し、家庭裁判所に異議を申し立てることがで

きる。第二百七十九条第二項から第四項までの規定

は、前項の規定による異議の申立てについて準

用する。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による異議の申

立てが不適法であるときは、これを却下しなけ

ればならない。

4 異議の申立て人は、前項の規定により異議の申

立てを却下する審判に対し、即時抗告をするこ

とができる。

5 適法な異議の申立てがあつたときは、調停に代わる審判は、その効力を失う。この場合においては、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨

を通知しなければならない。

6 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

7 第五項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判が効力を失つた場合には、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなす。

8 当事者が、申立てに係る家事調停（離婚又は離縁についての家事調停を除く。）の手続において、調停に代わる審判に服する旨の共同の申出をしたときは、第一項の規定は、適用しない。

9 前項の共同の申出は、書面でしなければならぬ。当事者は、調停に代わる審判の告知前に限り、第八項の共同の申出を撤回することができない。

10 当事者は、調停に代わる審判の告知前に限り、第八項の共同の申出を撤回することができない。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

（調停に代わる審判の効力）

第二百八十七条 前条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第三十九条の規定による審判と同一の効力を、その余の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有する。

第四章 不服申立て等

第二百八十八条 家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、それぞれ前編第一章第二節及び第三節の規定を準用する。

第四編 履行状況の調査及び履行の勧告

第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所（第九十一条第一項（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては第一審裁判所である家庭裁判所、第五百五十二条第一項（第一審裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。）で定められた義務の履行状況を

調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告す

ることができる。この場合において、その命令は、そ

の命令をする時までに義務者が履行を怠つた義

務の全部又は一部についてするものとする。

（評議の秘密を漏らす罪）

第二百九十二条 参与員、家事調停委員又はこれ

らの職にあつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（評議の秘密を漏らす罪）

第二百九十三条 家事調停委員又は家事調停委員であった者が正当な理由なく評議の経過又は裁判官、家事調停官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。参与員又は参与員であつた者が正当な理由なく裁判官又は参与員の意見を漏らしたときも、同様とする。

第三章 施行期日

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 新法は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十号。次条において「整備法」という。）第四条に規定する事件以外の家事事件の手続について適用する。

（履行の確保に関する規定に関する経過措置）

第三条 整備法第三条の規定による廢止前の家事審判法（昭和二十二年法律五百五十二号。以下

び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（次項から第六項までにおいてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。）は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に関し、事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行うために必要なと認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。

（過料の裁判の執行等）

第二百九十二条 この法律の規定による過料の裁

判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

（過料の裁判の執行等）

2 この法律に規定するもののほか、過料につい

ての裁判に関しては、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五編の規定（同法第一百九条並びに第百二十一条第一項及び第三項の規定並びに同法百二十条及び第百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第五十号）第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百四十四条の規定を準用する。

（家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

（家庭裁判所は、正当な理由なくその命令に従わないときは、

家庭裁判所は、正当な理由なくその命令に従わないときは、

家庭裁判所は、正当な理由なくその命令に従かないときは、

融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十五条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十六条の改正規定及び同法第二百三十三条の改正規定（民事執行法（昭和十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十一条第一項の規定（第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定）、第二百四十九条第三項の改正規定（民事執行法（昭和十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定（第二百四十九条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条第一項の規

第一 条 (施行期日)									
この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。									
第十四条 民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。									
(政令の委任)									
(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)									
第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。									
(検討)									
第十九条 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。									
別表第一 (第三条の二—第三条の十一、第三十九条、第一百六十二条—第一百八十二条、第一百二十九条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百四十八条、第一百五十条、第一百六十条、第一百六十八条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十二条、第二百一一条—第一百三条、第二百九条、第二百六十六条、第二百十七条规定、第二百二十五条—第二百二十七条、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百四十一条—第二百四十四条関係)									
項目	事項	根拠となる法律の規定	根拠となる法律の規定	根拠となる法律の規定	根拠となる法律の規定	根拠となる法律の規定	根拠となる法律の規定	根拠となる法律の規定	根拠となる法律の規定
五 解任 の許可	四 成年後見人の 選任	三 成年後見人の 選任	二 判決の取消し の審査	一 後見開始の 審査	成年後見人 の 選任	民法第七条 民法第十条及び同法第 十九条第二項において 準用する同条第一項	民法第八百四十三条第 一項から第三項まで	民法第八百四十四条	民法第八百四十六条
五 解任 の許可	四 成年後見人の 選任	三 成年後見人の 選任	二 判決の取消し の審査	一 後見開始の 審査	成年後見人 の 選任	民法第七条 民法第十条及び同法第 十九条第二項において 準用する同条第一項	民法第八百四十三条第 一項から第三項まで	民法第八百四十四条	民法第八百四十六条

十六 の二 長 算の期間の伸	十六 の二 成年被後見人の死亡後の死 体の火葬又は埋葬に必要な行為についての許可	十六 の二 契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	十六 の二 民法第八百七十三条の二ただし書
保佐	保佐開始	保佐	民法第十一 条
十九 保佐人の同意 に代わる許可	二十 保佐開始の審 判の取消し	十八 保佐人の同意 を得なければ ならない行為 の定めの審 判の取消し	民法第十三 条第三項
六 二十 選任 保佐監督人の 選任	五 二十 臨時保佐人 の選任	四 二十 保佐人の解任	民法第十一 条
六 二十 選任 保佐監督人の 選任	五 二十 臨時保佐人 の選任	四 二十 保佐人の解任	民法第十一 条
三第一項 民法第八百七十六条の 二第三項	六条 民法第八百七十六条の 二第二項において準用する 同法第八百四十 条	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する 同法第八百四十一 条	民法第十一 条

七 三十	六 三十	補助	五 三十	四 三十	三 三十	二 三十	一 三十	三十	二十 二十	二十 二十	二十 二十
を得なければ 補助人の同意	補助開始		保佐に関する 監督の事務の 期間の伸長	保佐に対する 代理権の付 消し	保佐人に対する 審判の取 消し	保佐人に対する 代理権の付	保佐人又は保 佐監督人に対する 報酬の付	被保佐人の居 住用不動産の 処分について の許可	保佐人又は保 佐監督人の權 限の行使につ いての定め及 びその取消し	保佐監督人の 解任	保佐監督人の の許可
民法第十五 条第一項	民法第十七 条第一項		民法第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条	民法第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条	民法第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条	民法第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条	民法第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条	民法第八百七 十六条の五第二 項及び第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条	民法第八百七 十六条の五第二 項及び第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条	民法第八百七 十六条の五第二 項及び第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条	民法第八百七 十六条の五第二 項及び第八百七 十六条の五第二 項において準用 する同法第八百 六十一条

九 五 十	親子	八 五 十	婚姻等	七 五 十	六 五 十	失踪の宣告	五 十	不在者の財産の管理	四十 九 十	被補助人の居 住用不動産の 処分について の許可
人の選任 えの特別代理	嫡出否認の訴	夫婦財産契約 による財産の 管理者の変更	等	取消し	失踪の宣告の 処分	失踪の宣告	五十 三十	補助に 關する の計算の 監督	四十 九 十	民法第八百七十六条の 第二項及び第八百七 十六条の十第一項にお いて準用する同法第八 百五十九条の三
二項	民法第七百七十五 条第	民法第七百五十八 条第	民法第三十二 条第一項	民法第三十 条	民法第二十五 条から第 二十九条まで たし書	民法第八百七十六 条の第三項 第十第二項にお いて準用する 同法第八百六十 三条	民法第八百七 十六条の十第一 項において準用 する同法第八百 六十九条	民法第八百七 十六条の十第一 項において準用 する同法第八百 六十九条	民法第八百七 十六条の十第一 項において準用 する同法第八百 六十九条	民法第八百七 十六条の十第一 項において準用 する同法第八百 六十九条

遺留分	百八	百七	百六	百五	百四	百三	百二	遺言	百一	百	九十	八十九十	七十	九十九十	六十	財産分離		
	係る負担付遺贈に 消しの許可	負担付遺贈者に 辞任についての 遺言執行者の取 扱い	遺言執行者の解 任	対する報酬の付 与	遺言執行者の選 任	遺言書の検認	遺言の確認	産の分与	特別縁故者に に対する相続財	選任	相続人の不存 けの在の場合にお ける処分	在の場合におけ る相続財産の清 算に関する處分	相続人の不存 けの在の場合にお ける鑑定人との の関す	相続人の不存 けの在の場合にお ける鑑定人との の関す	相続人の不存 けの在の場合にお ける鑑定人との の関す	財産分離の場 合における鑑 定人の選任	求後の相続財 産の管理に關 する処分	財産分離の請 求後における鑑 定人の選任
	民法第千二十七 条	民法第千九十九 条第一項	民法第千九十八 条第一項	民法第千九十八 条第一項	民法第千九十七 条第三項	民法第千九十六 条第一項	民法第千九十五 条第一項	民法第九百七十六 条第一項	民法第九百五十七 条第一項	二項	民法第九百五十三 条	二項及び第九百三 十二条	民法第九百五十三 条	二項及び第九百三 十二条	民法第九百五十二 条及	民法第九百四十三 条(同法第九百五十 条第二項において準 用する場合を含む。)	民法第九百四十一 条及び第九百五十 条	民法第九百四十一 条

